

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。葉桜の緑があざやかな季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今回は、令和4年度雇用保険料率の変更についてご案内いたします。

## 令和4年度雇用保険料率のご案内

### ▼変更点▼

- ① 令和4年4月から、事業主負担の保険料率に変更になります。
- ② 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になります。

※年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

### 《令和4年度の雇用保険料率》

引用：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

#### ○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>3/1,000</b>	<b>6.5/1,000</b>	3/1,000	3.5/1,000	<b>9.5/1,000</b>
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>4/1,000</b>	<b>7.5/1,000</b>	4/1,000	3.5/1,000	<b>11.5/1,000</b>
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	<b>4/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	4/1,000	4.5/1,000	<b>12.5/1,000</b>
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

#### ○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	5/1,000	3.5/1,000	<b>13.5/1,000</b>
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
建設の事業	<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	6/1,000	4.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

詳しいことをご聞きになりたい際は、お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350